諮問番号：令和３年度諮問第５５号

答申番号：令和４年度答申第１３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年７月２９日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

審査請求人の行った住宅扶助の支給を求める申請が「現在のあなたの自宅の状況や病状が、厚生労働省社会・援護局長通知第７の４の（１）のカにある「敷金等を要する場合」に該当しないため。」との理由で却下された。

現在の自宅は、高額家賃に該当し、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合にも該当する。

処分庁の説明には、嘘が多く後付論で飛躍している。敷金等に係る住宅扶助の支給を求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分についてみると、処分庁は、審査請求人の現居の状況や病状が、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の４の（１）のカに規定する「敷金等を必要とする場合」に該当しないことを理由として、敷金等の申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

一方、審査請求人は、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合に該当するため、敷金等の支給を求める旨主張する。

敷金等の支給については、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第７問３０答１１の、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」に該当するかどうかについて、嘱託医等実施機関の指定する医師の意見を求めた上その要否を判断する事が求められる。

（２）まず、本件処分に至るまでの経過についてみる。

ア　審査請求人から害虫による被害のため生活ができず、転居したい旨の訴　えがあったことから、①令和元年５月１３日、処分庁は、家庭訪問を行い、審査請求人の部屋の状況を確認したところ、審査請求人の部屋は清潔にされており、害虫による被害の様子を確認できなかったこと、②同年６月７日、処分庁は、審査請求人が通院する○○○科・○○科を標榜科とする病院 （以下「Ａ病院」という。）に対し、転居の要否を確認するため、審査請求人の診療状況について照会（以下「本件照会１」という。）を行ったこと、③同月１８日、処分庁は、Ａ病院から本件照会１に係る回答書（以下「本件回答書１」という。）を受領し、本件回答書１において、「自宅に害虫（しろあり）がでて大変であるなら転居を考えていただければ幸いです。」との回答があったこと、④処分庁は、同月１９日付けで開催したケース診断会議（以下「ケース診断会議１」という。）において、訪問時に明らかな害虫の発生状況を現認できず、病状照会の回答からも転居をやむを得ないと判断される状況の記載は見られなかったとして課長通知第７問３０答１１に記載のある「〔病気療養上〕著しく環境条件が悪い〔と認められる場合〕」という要件（以下「環境要件」という。）には該当しないと判断したこと、同月２４日、処分庁は、家庭訪問を行ったところ、審査請求人宅で虫を現認することはなかったことが認められる。

イ　続いて、審査請求人から股関節の痛みがあり、玄関から部屋に上がる段差がつらく、転居したい旨の訴えがあったことから、①令和元年７月１日、処分庁は、審査請求人が通院する○科・○○○科を標榜科とする病院 （以下「Ｂ病院」という。）に対し、転居の要否を確認するため、審査請求人の病状照会（以下「本件照会２」という。）を行ったこと、②同月１１日、処分庁は、Ｂ病院から本件照会２に係る回答書（以下「本件回答書２」という。）を受領し、本件回答書２において、○○○○○○○○○○による身体障害が転居を必要とする理由にはならない旨の回答があったこと、③処分庁は、同日付けで開催したケース診断会議（以下「ケース診断会議２」という。）において、本件回答書２に転居の必要性がないことが明記されており、家庭訪問をした際にも段差の昇降で困っている様子は見受けられず、外科的な要因で生活してはいけないと断言できないと判断したことが認められる。

ウ　その後、①令和元年７月１９日、審査請求人は、転居が必要で、アレルギーと精神的負担、駆除費用の負担がかかり、病気治療には現場条件が悪いとして、処分庁に対し、転居費用の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を行ったこと、②処分庁は、同月２４日付けで開催したケース診断会議（以下「ケース診断会議３」という。）において、現況としては、過去２回の会議開催時との変化はなく、新たに会議に諮る必要性はなく、本件申請については却下が妥当であるとして、同月２９日付けで本件処分を行ったことが認められる。

（３）これらのことからすると、まず、害虫による被害のため転居したい旨の審査請求人の申出については、本件回答書１において、審査請求人の病気療養上転居が必要との意見はなく、処分庁による家庭訪問では害虫の発生状況を確認できなかったことを踏まえると、審査請求人の現居に転居を要するほどの大量の害虫が発生していたとまで認めることはできず、処分庁が、審査請求人の現居の状況等が環境要件に該当しないとした判断には一定の合理性が認められる。

次に、股関節の痛みがあり、玄関から部屋に上がる段差がつらく、転居したい旨の審査請求人の申出については、本件回答書２において、○○○○○○○○○○による身体障害が転居する理由にはならない旨の回答があったことからすると、処分庁が審査請求人は現居において外科的な要因により生活していくことができないとは断言できないと判断したことには、一定の合理性が認められ、審査請求人の現居の状況等が環境要件に該当するとは言えない。

最後に、これら２回の処分庁の判断を経て行われた本件申請及び本件処分についてみる。

処分庁が本件申請の以前に直近で行った家庭訪問の日は令和元年６月２４日であり、同日においても処分庁は審査請求人宅において虫を現認することはなく、また、処分庁が本件回答書２を受理した日は同年７月１１日であったことからすると、いずれの日からも本件申請が行われた同月１９日まで一月を経過しておらず、その間に審査請求人の生活に本件申請においてくむべき何らかの状況の変化があったとは事件記録から確認することはできず、本件申請に至った経過を踏まえると、ケース診断会議３において、同年６月１９日に開催したケース診断会議１及び同年７月１１日に開催したケース診断会議２（以下、ケース診断会議１及びケース診断会議２を併せて「申請前ケース診断会議」という。）の開催時との変化はなく、環境要件に該当しないとして、本件申請を却下した処分庁の判断に誤りは認められない。

（４）なお、審査請求人は、家賃が高額家賃に該当するため、転居費用を支給すべきである旨主張する。

しかしながら、①平成２７年８月３日、処分庁は、審査請求人がＤクリニックに通院しており、引き続き医療機関への通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来たすおそれがあるとして、生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（平成２７年４月１４日社援発０４１４第９号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成２７年局長通知」という。）のとおり、経過措置を適用し、住宅扶助を審査請求人の家賃と同額の４２，０００円で認定したこと、②令和元年６月６日のケース記録票には、平成２７年８月３日に近隣に通院を必要とする医療機関があるという理由により、４２，０００円の住宅扶助費を継続認定しており、転居指導の対象から外しているため、高額家賃による転居費用の扶助はできないと判断できる旨の記載があったことが認められる。

また、事件記録から、審査請求人は、審査請求人の自宅から徒歩で通院できるＡ病院、Ｂ病院及びＣ医院に通院していたことが認められ、処分庁が審査請求人に対し、審査請求人が支払っている家賃よりも低額な家賃の住居に転居するよう指導したことは事件記録から確認することはできない。

これらのことからすると、審査請求人が、本件処分の時点において、Ｄクリニックに通院していたかについては判然としないものの、審査請求人は、徒歩で通院できるＡ病院、Ｂ病院及びＣ医院に通院していたことから、処分庁が経過措置を適用し、住宅扶助費を４２，０００円として認定していることについて、誤りがあるとまではいうことはできず、処分庁は、審査請求人に対し、経過措置を適用していることから、審査請求人の住居にかかる家賃が高額であることを理由とする転居指導を行わないことに誤りは認められない。

したがって、審査請求人については、課長通知第７問３０答２に掲げる「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」（以下「転居指導要件」という。）に該当せず、審査請求人の主張は採用できない。

（５）以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（６）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年３月１７日　　諮問書の受領

令和４年３月２８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月１１日

口頭意見陳述申立期限：４月１１日

　令和４年４月１１日　　審査請求人から主張書面（令和４年４月６日付け）及び資料（以下「審査請求人の資料等」という。）の受領

令和４年５月２６日　　第１回審議

令和４年６月３０日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）を定めている。

（４）法第１４条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「一　住居」、「二　補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

（５）保護の基準別表第３の２は、「家賃、間代、地代等については、当該費用が１の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（中略）第２５２条の１９第１項の指定都市（中略）若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市（中略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定めている。

（６）局長通知第７の４の（１）は、「家賃、間代、地代等」について、アからクを記し、オは、「保護の基準別表第３の２の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（オにおいて「世帯人員別の限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が１人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額（カ（中略）において「特別基準額」という。）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」とし、次に掲げる率として、世帯人員が１人の場合は「１．３」と記し、カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に３を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。（後略）」と記している。

　　　なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（７）課長通知第７問３０は、「局長通知第７の４の（１）のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。」について、答として、「「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」として、１から１７を示し、２は、「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」と記し、１１は、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」と記している。

　　　なお、課長通知は、処理基準である。

（８）平成２７年局長通知は、保護の基準において厚生労働大臣が別に定めることとされている住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定を記すものであり、保護の基準別表第３の２の規定に基づき、各都道府県（市）における厚生労働大臣が別に定める額（以下「住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」という。）が、同通知１のとおり定められ、平成２７年７月１日から適用されることとなったこと、及び、局長通知第７の４の（１）のオによる特別基準は、平成２７年局長通知２のとおりとなることを通知する。そして、同通知１（１）において、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額を記し、２において、局長通知第７の４の（１）のオにより、平成２７年局長通知１（１）の規定にかかわらず特別基準額として認定しうる額を記している。

なお、平成２７年局長通知１（１）において示される、処分庁管内の１人世帯の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額は、４０，０００円である。

（９）平成２７年局長通知１（２）は、床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額について、アからウを記しており、アは、「次に掲げる当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合又は当該地域の住宅事情の状況により引き続き当該住居等に居住することがやむを得ないと認められる場合に該当する限りにおいては」、アが定める床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の定めを適用せず、１（１）を適用することができるとする。そして、次に掲げる場合として（ア）から（ウ）を示し、（ア）は、「通院又は通所（以下「通院等」という。）をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合」と記している。

また、平成２７年局長通知３は、経過措置として、平成２７年６月３０日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、同年７月１日において引き続き住宅扶助を受けるものが、同通知１及び２の住宅扶助の基準額の適用を受けた場合に、同年６月まで適用されている住宅扶助の基準額（以下「旧基準額」という。）の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、次の（１）から（３）のいずれかの経過措置の適用について検討することと記している。そして、（１）は、「世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として１（２）アただし書（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えない。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び審査請求人の資料等によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２７年１月９日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成２７年８月３日付けで、処分庁が決裁した「住宅扶助額（家賃・間代等）検討票（単身世帯）」には、現在認定中の住宅扶助額として４２，０００円、契約上の実家賃として４２，０００円、やむを得ない事情として「通院又は通所（以下「通院等」という。）をしており、引き続き当該医療機関や施設等への通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合」、「（平成２７年７月～）４２，０００円」と記載されている。

（３）平成２９年１１月７日付けのケース記録票には、来所した審査請求人から処分庁の担当者に対して、自宅に害虫が発生しており、家主、役所、害虫駆除業者などに相談していると申立てがあった旨が記載されている。

（４）令和元年６月３日付けのケース記録票には、審査請求人から処分庁の担当者に架電があり、ダニがひどく衣類や寝具を何度も買い替えており、害虫駆除剤の購入額も大きく、害虫の発生に困っているとの申立てがあり、処分庁の担当者は、先日〔令和元年５月１３日〕の定期訪問時には害虫の発生を確認できなかったため、審査請求人の支援者に連絡し確認してみると返答した旨が記載されている。

（５）令和元年６月６日付けのケース記録票には、同日、審査請求人から処分庁の担当者に架電があり、害虫による健康被害や住環境への訴えが一層強くなっており、自宅での生活が困難であるとの趣旨の申立てがあり（以下「本件要望１」という。）、処分庁の担当者は、審査請求人の体調不良や害虫被害について客観的に判断できる材料がないため、アレルギー検査結果を持参し来所するよう指示した旨が記載されている。

また、同日付けのケース記録票には、審査請求人から現住居の家賃は基準額より高く、以前の担当者からは引っ越し代を出してもらえるとの発言があったことから、処分庁は、過去の記録を確認し、平成２７年８月３日付けの「住宅扶助額（家賃・間代等）検討票（単身世帯用）」において、審査請求人の住宅扶助については、近隣に通院を必要とする医療機関があることから、契約上の実家賃である４２，０００円を継続して住宅扶助額として認定し、転居指導の対象から外しているため、高額家賃による転居費用の扶助はできないと判断した旨が記載されている。

（６）令和元年６月６日付けのケース記録票には、審査請求人に係る関係機関から聞き取りを行った内容として、「羽アリが飛来している件はヘルパーや訪問看護師が実際に確認しており、（中略）日当たりは悪く湿気も多い、さらに自宅ドア前に居住者共用の大きなごみ箱があり、きちんと清掃されているわけでもないという悪条件が重なっている。（後略）」、「訪問介護で週1回訪問するたびに、何らかの虫が発生している。ムカデやゴキブリ、名前は知らないがハエとも蚊とも思われるような小さい虫。（後略）」と記載されている。

（７）令和元年６月７日付けで、処分庁は、Ａ病院に対し本件照会１を行った。

　なお、本件照会１に係る文書には、「ご本人様よりここ１～２か月自宅の害虫による健康被害や精神不調の訴えが強く、主治医の先生へもその点お伝えしているとの話が聞かれました。転居費用扶助の検討を行うにあたり、先生のご意見をおうかがいしたく考えております。今後引き続き居宅生活の継続が病状的に妥当か、それとも施設等への入所を促すべきか、ケースワーカーとしても判断が難し〔く〕苦慮しています。よろしくお願いします。」と記載されたメモが貼付されている。

（８）令和元年６月１０日付けで、処分庁は、審査請求人からアレルギー検査報告書（以下「本件アレルギー検査報告書」という。）を受領した。

　　　本件アレルギー検査報告書の受付及び採取の欄には、令和元年５月１７日と記載され、３６の検査項目のうち、「スギ」については陽性（クラス２）、「ダニミックス（コナヒョウダニ・ヤケヒョウダニ）」については擬陽性（クラス１）、その他３４の検査項目については陰性（クラス０）との検査結果が示されている。

　　　また、令和４年４月１１日付けで審査会が審査請求人から資料として受領したアレルギー検査報告書の受付及び採取の欄には、令和３年３月６日と記載され、「スギ」及び「ダニミックス（コナヒョウダニ・ヤケヒョウダニ）」を含む３６の検査項目について、全て、陰性（クラス０）との検査結果が示されている。

（９）令和元年６月１８日付けで、処分庁は、Ａ病院から、その他主治医の意見として、「自宅に害虫（しろあり）がでて大変であるなら転居を考えていただければ幸いです。」と記載された本件回答書１を受領した。

（１０）令和元年６月１９日、処分庁は、ケース診断会議１において、本件要望１に係る転居費用の扶助について検討を行い、家庭訪問時に害虫の発生状況を現認できず、本件回答書１には転居をすることがやむを得ないと判断される状況の記載はなかったとして、環境要件には該当しないとし、住宅扶助費の支給を認めないこととした。

（１１）令和元年６月２４日、処分庁は、家庭訪問を行い、審査請求人に対して、ケース診断会議１において、住宅扶助の支給は認めないこととなった旨を伝えた。また、同日付けのケース記録票には、「（主）〔審査請求人〕宅は相変わらず清潔にされており、虫の姿はどこにも見当たらない。」と記載されている。

（１２）令和元年６月２７日付けのケース記録票には、同日来庁した審査請求人から、自宅の玄関にある３０センチ程度の段差が昇降しづらいとして、再度、転居費用の扶助に係る相談があった（以下「本件要望２」という。）ことが記載されている。

（１３）令和元年７月１日付けで、処分庁は、Ｂ病院に対し本件照会２を行った。

　　　なお、本件照会２に係る送付状には、「ご本人様より、○○○の疾患のため自宅玄関から自宅内へ入る際の段差が昇りづらく、転居費用を扶助してもらえないかとのご相談がありました。近日中に（中略）〔Ｂ病院〕へ受診予定とのことでしたので、先生に自宅の現況や自身の体調についてお伝えするよう指導しています。医療要否意見書より、○○○○に持病があるご様子がうかがえますので、段差の昇降にて生じる身体面への負担を医学的な見地からご意見いただきたいと思い照会をさせていただきました。」と記載されている。

（１４）令和元年７月１１日付けで、処分庁は、Ｂ病院から、その他主治医の意見として、「（前略）○○○○の痛みは、杖やてすりがあえば段差をあがることは可能である。（中略）転居をする理由にはならない。段差は○足で上がり、降りるときは○足から降りると問題ない。むしろ、リハビリになってよい。」と記載された本件回答書２を受領した。

（１５）令和元年７月１１日、処分庁は、ケース診断会議２において、審査請求人は○○○○○○○の身体障害者手帳を所持しており、また、同年６月２７日付けで本件要望２があったことから、転居費用の扶助について検討を行い、家庭訪問時に段差の昇降で困っている様子は見受けられず、本件回答書２には転居の必要性がないことが明記されているとして、住宅扶助費の支給を認めないこととした。

（１６）令和元年７月１９日付けで、審査請求人は、本件申請を行った。

　　　なお、本件申請に係る保護変更申請書の保護を申請する理由の欄には、「転居が必要でアレルギーと精神的や駆除費用負担かかるなどで病気の治療には現場条件が悪いため」と記載されている。

（１７）令和元年７月２４日付けで、処分庁は、本件申請があったことから、ケース診断会議３を開催し、審査請求人の自宅の状況や病状が申請前ケース診断会議から変化がなく、局長通知第７の４の（１）のカに該当しないとして、本件申請を却下することとした。

（１８）令和元年７月２９日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

　　　なお、本件処分に係る保護申請却下通知書の却下の理由の欄には、「現在のあなたの自宅の状況や病状が、厚生労働省社会・援護局長通知〔局長通知〕第７の４の（１）のカにある「敷金等を要する場合」に該当しないため。」と記載されている。

（１９）令和元年１０月２９日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）課長通知第７問３０答１１の該当性

ア　審査請求人は、審査請求人の自宅の状況や病状が局長通知第７の４の（１）のカに示される「敷金等を必要とする場合」には該当しないとして本件申請が却下されたが、審査請求人の自宅は、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められるため、敷金等の支給を求める旨主張する。

本件処分に係る事務は、「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」（地方自治法第２条第９項第１号）として第１号法定受託事務に分類されており（法第８４条の５参照）、敷金等の支給に関しては、前記１（６）、（７）のとおり処理基準が定められている。

審査請求人は、本件申請は、前記１（６）、（７）の処理基準に該当する旨主張するものと推測できるため、以下、当該処理基準の該当性に関して検討する。

イ　本件についてみると、処分庁は、令和元年６月６日付けで、審査請求人から害虫による健康被害等により自宅での生活が困難であるとする本件要望１があったことから、同月７日付けでＡ病院に対し本件照会１を行い、同月１８日付けで本件回答書１を受領したことが認められる。

そして、処分庁は、転居費用の扶助について検討を行うため同月１９日付けでケース診断会議１を開催し、前記２（４）のとおり、定期訪問時には害虫の発生が確認できず、本件回答書１においても転居をすることがやむを得ないと判断される診療状況の記載がなかったとして、前記１（７）の処理基準（課長通知）に示される環境要件には該当しないとし、住宅扶助費の支給を認めないと判断したことが認められる。

　ウ　また、処分庁は、令和元年６月２７日付けで、審査請求人から自宅の玄関の段差の昇降がしづらいとして、転居費用の扶助を相談する本件要望２があったことから、同年７月１日付けでＢ病院に対し本件照会２を行い、Ｂ病院から同月１１日付けで本件回答書２を受領したことが認められる。

そして、処分庁は、転居費用の扶助について検討を行うため同月１１日付けでケース診断会議２を開催し、前記２（１５）のとおり、定期訪問時には段差の昇降で困っている様子は見受けられず、本件回答書２においても転居をすることがやむを得ないと判断される診療状況の記載がなかったとして、住宅扶助費の支給を認めないと判断したことが認められる。

　エ　前記２（６）に記載の審査請求人に係る関係機関から聞き取り内容によれば、審査請求人宅に羽アリやムカデ、ゴキブリ等の虫が発生していた事実や自宅ドア前に共用の大きなゴミ箱が存在する等といった害虫発生の悪条件の存在は認められるものの、①○○○科・○○科に関する本件回答書１や○○○科に関する本件回答書２において、転居をすることがやむを得ないと判断される診療状況が記載されていないこと、②定期訪問時に害虫の発生が確認できなかったこと、③前記２（８）のとおり本件アレルギー検査報告書では、３６の検査項目のうち、「ダニミックス（コナヒョウダニ・ヤケヒョウダニ）」については擬陽性に留まり、その他３４の検査項目については陰性との検査結果であったこと、④前記２（１５）のとおり、家庭訪問時に段差の昇降で困っている様子が見受けられなかったことを考慮すれば、処分庁が、申請前ケース診断会議において、審査請求人の自宅の状況や病状が、課長通知第７問３０答１１にいう、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合（環境要件）や設備構造が居住に適さないと認められる場合に該当しないと判断したことに不合理な点は認められない。

　オ　そして、処分庁は、令和元年７月１９日付けで本件申請があったことから、同月２４日付けでケース診断会議３を開催し、審査請求人の自宅や病状が申請前ケース診断会議から変化がなく、前記１（６）の処理基準（局長通知）に示される「敷金等を必要とする場合」に該当しないとして、本件申請を却下することを判断したことが認められる。

　　　事件記録からは、申請前ケース診断会議以降、課長通知第７問３０答１１の該当性を左右するような事情の変化は認められないことから、処分庁が、本件申請について検討したケース診断会議３において、課長通知第７問３０答１１に該当しないと判断したことは、不合理であるとまでは言えない。

（２）転居指導要件の該当性

　ア　審査請求人は、審査請求の理由として、課長通知第７問３０答１１の該当性に加えて、自宅の家賃が高額家賃に該当するため、転居費用を支給すべきである旨主張する。

　　　審査請求人は、自宅の家賃が住宅扶助基準を上回っており、本件申請は、前記１（７）の処理基準である転居指導要件に該当する旨主張するものと推測できるため、以下、当該処理基準の該当性に関して検討する。

　イ　本件についてみると、前記１（８）のとおり、平成２７年７月１日から処分庁管内の１人世帯の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額が、４０，０００円と定められたが、審査請求人については、前記２（２）、（５）のとおり、近隣に通院を必要とする医療機関があるとして、平成２７年８月３日付けで、平成２７年局長通知３（１）で示される経過措置を適用し、契約上の実家賃である４２，０００円を同年７月１日以降も継続して住宅扶助額として認定されていることが認められる。

ウ　前記イのとおり、処分庁は、平成２７年局長通知３（１）に照らして、住宅扶助基準を上回る家賃又は間代に係る住居に居住する要保護者に対して、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居への転居に係る指導（転居指導）の対象から審査請求人を除外しているものと認められ、その判断に不合理な点は認められず、本件申請については、転居指導要件に該当するとは言えない。

したがって、自宅の家賃が高額家賃に該当するため、転居費用を支給すべきであるとする審査請求人の主張は採用できない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子